

コンバージェンス時代における簿記会計教育

—棚卸資産の会計—

千葉啓司

目次

1. はじめに
2. 商品売買取引に関わる基準
 - 国際会計基準
 - 日本
 - 米国
3. 商品売買取引に関わる教育内容
 - 日本
 - 米国
4. 小括

1. はじめに

資本市場のグローバル化に伴い、会計基準もグローバルスタンダードである IAS/IFRS へのコンバージェンスが進んでいる。我が国においても2007年の東京合意以降、この方向への会計制度の改訂が進んできている。こうした制度変化を受けて会計教育の内容も変えていかなければならない。大学における会计学、特に財務会計の分野においては、これらの制度改訂に対応したテキストが数多く出てきている。また、簿記のテキストにおいても、我が国の会社法改正、会計基準の改訂等に対応してきている。しかしながらこれらのテキストは、当然のことではあるが、我が国の制度に準じている。ところで我が国の会計制度は IAS/IFRS といくつかの点で相違している。これら相違は今後解消される方向に進むのかもしれないしそうならない相違点もあるかもしれない。いずれにしても、我が国の現行の会計制度のどのような点が IAS/IFRS と相違しているのかを認識しておく必要はあろう。会計基準は多数存在し、それぞれかなりの専門知識を要していないと十分な理論的検討はできないほど、専門化・分化が進んできている。こうした中、各会計基準の IAS/IFRS との相違点を細かく列挙することは個人の能力の範囲を超えてしまう。そこで、大学において初めて簿記・会計に接する学生を対象にした教科で教える範囲に限定して、IAS/IFRS との相違点を見ていくことにしたい。特に我が国では、会计学とは独立して簿記を教えている大学が多い。これはアメリカ等には見られない特徴であると言えよう。そこでさらに大学での簿記テキストにおいて多く取り上げられている内容に限定して、相違点を検証してみることにする。これらの相違点は、簿記テキストにおいて相違点に関する会計処理方法がどのように解説されているかという観点から検証される。さらに、我が国の特徴を明確にするためにも、すでに IAS/IFRS と同様の概念フレームワークにもとづ

く会計基準を有し、IAS/IFRS の設定に大きな影響を与えてきた米国における会計の入門テキストの内容と比較する。

今回取り上げるのは、商品売買取引の会計のうち、購入取引を含む棚卸資産の会計である。まず、これらの取引に関わる会計基準は、IAS/IFRS、日本、米国でどのように規定されどのような相違があるのかを検討する。次に、日本と米国でそれらの基準に準拠した内容がどのようにテキストで取り上げられているかを検証する。これらの検討により、コンバージェンスの時代において、大学の簿記教育の内容がどのような方向に進むべきかを判断するための指針が得られることになる。

2. 商品売買取引に関わる基準

(1) 国際会計基準

IAS2号「棚卸資産」は購入取引を含む棚卸資産に関する会計処理を規定している。まず、個々の規定に入る前に、2003年の改訂によって削除された「歴史的原価システムの参照」という用語に関する記述を取り上げる。当該基準の基本的思考に関連すると考えられるからである。

BC4

「改訂前のIAS2の目的および範囲では「歴史的原価システムの下における棚卸資産の会計上の取扱い」という表現が用いられていた。あるものはこうした用語を、当該基準は歴史的原価システムの下でのみ適用され、エンティティには例えば公正価値といったその他の測定基準を適用するという選択肢も認められると解釈した。」

BC5

「当理事会はこれらの用語が当該基準の首尾一貫しない適用という結果となる選択肢を認めているように見られ得るということに同意した。その結果、当理事会は「棚卸資産の会計における歴史的原価システムの文脈において」という用語を削除し、当該基準が、その範囲から特に除外されていないすべての棚卸資産に適用されることを明確にした。

これらの文言により、当該基準が適用される範囲内においては歴史的原価システムが要請されることが明確となったと考えられる。

次に、基準の規定を取り上げる。基準の規定に従って、(a) 棚卸資産原価、(b) コスト・フォーミュラ、(c) 期末評価、(d) 費用としての認識の順に規定を示すことにする。

(a) 棚卸資産原価

第10項

「棚卸資産の原価は購入原価、加工費、および棚卸資産が現在の場所および状態に至るまでに発生したその他の原価のすべてを含まなければならない。」

第11項

「棚卸資産の購入原価には購入価格、輸入関税およびその他の税金（当該エンティティにより課税当局から還付されうる税金を除く）、完成品・材料・サービスの取得に直接関連する輸送費、handling cost その他の費用が含まれる。値引き、割戻及びその他類似の項目は購入原価の決定にあたって控除される。」

第19項

「サービスの提供者が棚卸資産を有する場合、棚卸資産を製造原価で測定する。」

(b) コスト・フォーミュラ

第23項

「互換性があることが一般的ではない棚卸資産項目および特定のプロジェクトのために製造され、区分された財または役務の原価は個別法により配分され（assigned）なければならない。」

第25項

「棚卸資産の原価は、パラグラフ23において取り扱われるものを除き、先入先出法または加重平均法を用いて配分されなければならない。」

BC10

「後入先出法は、たな卸資産の最も新しい項目を最初に販売されるものとして処理し、その結果残っている棚卸資産の項目は最も古いものとして認識される。このことは一般に、実際の棚卸資産のフローについての信頼できる表現とはいえない。」

(c) 期末評価

第28項

「棚卸資産が損傷した場合、その全部若しくは一部が陳腐化した場合、又はその販売価格が下落した場合には、棚卸資産の原価が回収できなくなることがある。完成に必要な見積もり原価又は販売に要する見積もり費用が増加した場合にも、棚卸資産の原価が回収できなくなることがある。棚卸資産を原価から正味実現可能価額まで評価減する実務は、資産はその販売又は利用によって実現すると見込まれる額を超えて評価すべきではないという考え方と首尾一貫している。」

(d) 費用としての認識

IN14

「当該基準は対応原則という用語を削除した。」

第34項

「棚卸資産が販売された場合、それら棚卸資産の繰越額は関連する収益が認識される期間に費用として認識されなければならない。以下省略」

(2) 日本基準

日本における棚卸資産に関する会計基準は、複数ある。2006年に設定された「棚卸資産の評価に関する会計基準」は主に期末評価に関する会計基準である。IAS2の規定にある棚卸資産原価、コスト・フォーミュラについては、「企業会計原則」に規定があり「連続意見書第四」でも取り上げられている。IAS2に従って規定等を列挙すると次のようになる。

(a) 棚卸資産原価

<企業会計原則第三貸借対照表原則五>

「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。

資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。——」

A

「商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等の棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得原価より著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

たな卸資産の貸借対照表価額は、時価が取得原価よりも下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる。」

<連続意見書第四>

五 取得原価の決定

1 購入品取得原価

「購入棚卸資産の取得原価は、購入代価に副費（附随費用）の一部又は全部を加算することにより算定される。

購入代価は、送状価額から値引額、割戻額等を控除した金額とする。割戻額が確実に予定され得ない場合には、これを控除しない送状価額を購入代価とすることができる。

現金割引額は、理論的にはこれを送状価額から控除すべきであるが、わが国では現金割引制度が広く行われていない関係もあり、現金割引額は控除しないでさしつかえないものとする。

副費として加算する項目は、引取運賃、購入手数料、関税等用意に加算しうる外部副費（引取費用）に限る場合があり、外部副費の全体とする場合がある。さらに購入事務費、保管費その他の内部副費をも取得原価に含める場合がある。加算する副費の範囲を一律に定めることは困難であり、各企業の実情に応じ、収益費用対応の原則、重要性の原則、継続性の原則等を考慮して、これを適切に決定することが重要である。」

(b) コスト・フォーミュラ

企業会計原則注解21（抄）

「たな卸資産の貸借対照表価額の算定のための方法としては、次のようなものが認められる。イ個別法 ロ先入先出法 ハ後入先出法 ニ平均原価法 ホ売価還元原価法」

(c) 期末評価

<討議資料「財務会計の概念フレームワーク」>

第53項

「本章では、資産や負債の様々な測定値を混在させている。そこでは、市場価格や利用価値を、すべてのケースにおいて優先的に適用すべき測定値とは考えていない。原始取得

原価や未償却原価を、市場価格等による測定が困難な場合に限り適用が許容される測定値として消極的に考えるのではなく、それらを積極的に並列させている。財務報告の目的を達成するためには、投資の状況に応じて多様な測定値が求められるからである。資産と負債の測定値をいわゆる原価なり時価なりで統一すること自体が、財務報告の目的に役立つわけではない。」

＜棚卸資産の評価に関する会計基準＞

第7項

「通常の販売目的（販売するための製造目的を含む。）で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理する。」

第5項（抄）

「『正味売却価額』とは、売価（購入市場と売却市場とが区別される場合における売却市場の時価）から見積追加製造原価および見積販売直接経費を控除したものをいう。」

第35項

「我が国において、これまで棚卸資産の評価基準が原則として原価法とされてきたのは、棚卸資産の原価を当期の実現収益に対応させることにより、適正な期間損益計算を行うことができると考えられてきたためといわれている。すなわち、当期の損益が、期末時価の変動、又は将来の販売時点に確定する損益によって歪められてはならないという考えから、原価法が原則的な方法であり、低価法は例外的な方法と位置付けられてきた。」

第36項

「これまでの低価法を原価法に対する例外と位置付ける考え方は、取得原価基準の本質を、名目上の取得原価で据え置くことにあるという理解に基づいたものと思われる。しかし、取得原価基準は、将来の収益を生み出すという意味においての有用な原価、すなわち回収可能な原価だけを繰り越そうとする考え方であると見ることもできる。また、今日では、例えば、金融商品会計基準や減損会計基準において、収益性が低下した場合には、回収可能な額まで帳簿価額を切り下げる会計処理が広く行われている。」

そのため、棚卸資産についても収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、品質低下や陳腐化が生じた場合に限らず、帳簿価額を切り下げることが考えられる。収益性が低下した場合における簿価切下げは、取得原価基準の下で回収可能性を反映させるように、過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理である。棚卸資産の収益性が当初の予想よりも低下した場合において、回収可能な額まで帳簿価額を切り下げることにより、財務諸表利用者への的確な情報を提供することができるものと考えられる。」

(d) 費用としての認識

＜連続意見書第四＞

第一 企業会計原則とたな卸資産評価

二 取得原価基準 1 費用配分の原則

「適正な期間損益の算定にとっては、一般に、購入又は生産した棚卸資産の取得原価を

一期間の実現収益に合理的に対応させることが必要である。実現収益に対応する棚卸資産原価を確定するためには、棚卸資産の取得（購入又は生産）に要した現金支出額又はその等価額（すなわち取得原価）を分類、集計し、これを払い出された棚卸資産と未払出の棚卸資産とに配分する手続きをとり、販売のために払い出された棚卸資産への配分をは握しなければならない。この原価額をもって実現収益に対応する費用とし、未販売の棚卸資産に配分された支出額は、これを将来の期間の費用として繰り越すのである。このような資産原価の期間配分手続きをささえる根本思考を費用配分の原則と称する。」

(3) 米国基準

米国における棚卸資産の会計基準は1953年に発行された ARB43の Chapter4である。FAS151による修正はあったが、棚卸資産原価、コスト・フォーミュラ、期末評価等に関しては、変わっていない。

(a) 棚卸資産原価

ARB43 Chapter4 Statement3

「棚卸資産会計の主要な基準は、資産の取得のために支払われた金額ないし付与された対価として一般的に定義されてきている。棚卸資産の場合、原価とは原則的にある物品を現在の状態および場所にもたらずにあたって直接ないし間接的に生じた適用可能な支出額ないし負担額の合計を意味する。」

(b) コスト・フォーミュラ

ARB43 Chapter4 Statement4

「棚卸資産の原価は原価要素のフローに関するいくつかの仮定（先入先出法、平均法、および後入先出法など）のうちのいずれか一つによって決定される。方法選択の主要な目的は、当該状況下においてもっとも明確に期間利益を反映する方法を選択することでなければならない。」

(c) 期末評価

ARB43 Chapter4 Statement5

「商品のユティリティがもはやその原価に満たない場合は、棚卸資産の価額決定に関する原価基準からの離脱が要求される。商品のユティリティが、通常の営業におけるその処分において原価に満たない場合、物的な劣化、陳腐化、価格水準の変動その他理由にかかわらず、差額は当期の損失として認識されなければならない。」

Statement6

「低価法（lower cost or market）という用語において、市場（market）という単語は現在の再調達原価を意味する。（中略）ただし、次の場合を除く。

- (1) 市場価格は正味実現可能価額を超えてはならない
- (2) 市場価格は正味実現可能価額から予測される通常の利益額を差し引いた金額を下回ってはならない」

(d) 費用としての認識

ARB43 Chapter4

Statement2

「棚卸資産会計の主要な目的は、収益に適切な原価を対応させる手続きを通じた、適正な利益の決定にある。」

3. 商品売買取引に関わる教育内容

IAS/IFRS, 日本および米国の基準をふまえて、簿記・会計の教育内容を検証する。検証のポイントは、1. 棚卸資産に関する説明の構成, 2. 勘定記入方法, 3. 棚卸資産原価, 4. コスト・フォーミュラ, 5. 期末評価の5点である。前節で取り上げた「費用としての認識」は、特に今回取り上げた日本の簿記の教科書においては、棚卸資産に関連する項目の中で記述されていないことが多いため、検証ポイントには含めなかった。

(1) 日本における教育内容

日本においては、大学における簿記教育の内容を検証するため、いくつかの教科書をピックアップして検討した。選択の基準として、1. 会計ではなく簿記という表題がついていること, 2. 複数の大学で教科書として採用されていること, 3. 著者の研究分野が簿記の領域であること, 4. 検定試験対策のためだけの著作でないことなどである。必ずしもすべての基準を満たしているものを取り上げているとは言えず、おおむねの基準である点を断っておく。

1. 棚卸資産に関する説明の構成

[泉谷勝美『現代簿記論』2002年]

構成 第5章 商品売買取引

- 1 商品勘定 2 3 勘定分割法, 3 商品有高帳, 4 返品・値引・割引・割戻
- 5 在庫品の評価 6 特殊な棚卸法

[大藪俊哉『簿記テキスト第4版』2007年]

構成 第7章 商品売買取引の記帳

- 1 商品売買取引の記帳方法 2 商品有高帳 3 棚卸減耗損と商品評価損
- 4 商品売買取引と商品評価損 5 仕入帳・売上帳

[関西学院大学会計学研究室『基本簿記論第3版』2006年]

構成 第8章 商品売買の処理 (その1)

- 1 商品売買 2 分記法 3 総記法 4 三分法 5 三分法による商品売買益の算定とその処理方法 6 注意すべきその他の処理

第9章 商品売買の処理 (その2)

- 1 仕入帳 2 売上帳 3 商品有高帳

[武田隆二『簿記一般教程第6版』2004年]

構成 第3章 商品売買の処理

- 1 商品勘定 2 商品勘定の分割 3 商品売買業における帳簿

第8章 商品の期末評価

1 たな卸手続と評価法 2 商品の評価替

[中村忠『現代簿記第4版』2007年]

構成 第2章 取引の記帳 第2節 商品売買取引

- 1 分記法 2 3分法(補足:総記法) 3 仕入帳と売上帳 4 商品有高帳
- 5 3分法による場合の販売損益の計算(補足:商品売買損益の算出法)

[森川八洲男『精説簿記論I改訂版』2001年]

構成 第5章 商品売買取引の処理

- 1 商品売買取引の形態 2 分記法 3 総記法 4 売上原価対立法
- 5 三分割法 6 五分割法 7 仕入諸掛り・販売諸掛りの処理
- 8 現金割引の処理 9 商品売買に関する補助簿 10 期末棚卸高の計算
- 11 特殊な評価方法

[安平昭二『簿記要論四訂版』1997年]

構成 第7章 商品売買取引の処理(1)

- 1 いわゆる「分記法」による処理 2 「売上高・売上原価表示法」による処理
- 3 売上原価が販売のつど確定できない場合の処理(1)
- 4 売上原価が販売のつど確定できない場合の処理(2)

第8章

商品売買取引の処理(2)

- 1 仕入帳および売上帳 2 商品在高帳 3 仕入諸掛の処理
- 4 棚卸減耗損と商品評価損

これらの著作にはいずれにも、IAS2で言う棚卸資産原価、コスト・フォーミュラ、期末評価についての説明がもれなく含まれており、後述する通りコスト・フォーミュラは商品有高帳において取り扱われているので、順番もIAS2の通りであると言える。

2. 勘定記入方法

[泉谷勝美『現代簿記論』, 2002年, p.115~121]

荷口別特殊商品勘定、総記法、分記法そして3勘定分割法という歴史的経過を踏まえた説明がなされている。

[大藪俊哉『簿記テキスト第4版』, 2007年, p.77~83頁]

商品売買取引の記帳方法の項で、売上原価対立法、三分法が個別項目として説明される。なお、その他の処理法として総記法、分記法の順に取り上げられる。

[関西学院大学会計学研究室『基本簿記論第3版』, 2006年, p.89~97]

分記法、総記法、三分法が取り上げられる。次の記述からもわかるように、分記法から総記法、そして三分法へと勘定記入方法が進歩しているという見方に立っていると言える。「販売のつど商品の売上原価と販売益を決定することには実務上問題があるので、この問題を解決するための一方法として、売上の際に両者を分離せず、売価でもって商品勘定の貸方に記入することが考えられる(p.91)。「商品売買取引を総記法によって処理すれば、商品勘定は混合勘定となり、勘定内に売上高(収益)、仕入高(費用)、商品棚卸高(資産)

が混在し、勘定においてそれぞれの内容を把握できない。そこで、商品売買取引の内容を勘定において把握するために、商品勘定を分割し、各性質の勘定を設定する (p.93)。」

[武田隆二『簿記一般教程第6版』2004年, p.71~94]

分記法, 総記法, 三分法が取り上げられる。分記法, 総記法といった商品勘定を用いる方法から、商品勘定を三つに分割する三分法への理論的展開について次の様に説明している。「商品勘定という一つの勘定をもって処理する方式(一勘定制と呼ぶ。)から、上記三つの勘定(繰越商品, 仕入, 売上:引用者註)に分割して処理する方式(三勘定制または三分法と呼ぶ。)をとることによって、各勘定の純粋性が維持できるばかりでなく、一事業年度における活動量を示す仕入総額および売上総額を勘定の上で明示できる長所が得られる (p.84)。」

[中村忠『現代簿記第4版』, 2007年, p.53~58]

分記法, 3分法そして補足的に総記法が取り上げられる。

[森川八洲男『精説簿記論I改訂版』, 2001年, p.189~204]

分記法, 総記法, 売上原価対立法, 三分割法, 五分割法が取り上げられる。次の2つの記述からもわかるように、分記法の欠点を補う形で総記法が採用され、分記法, 総記法, 売上原価対立法の欠点を補うものとして三分割法, 五分割法が考えられている。「総記法は上述のような欠点をもつ分記法にかわる方法として採用されるものである。(p.193)」 「これまで述べてきた諸方法の欠点を除去するために用いられる処理法の1つに三分割法がある (p.199)。」

[安平昭二『簿記要論四訂版』, 1997年, p.89~100]

分記法, 売上高・売上原価表示法, 三分法の順に説明される。章建てからも明らかのように、勘定記入方法を、適用可能な条件の面から区分して説明している。

日本における基準では、特定の勘定記入方法を要求する規定はない。しかしながら、これらの教科書は、いずれも複数の勘定記入方法について解説している点で共通している。また、いずれの著作も、該当箇所以降の説明においてはすべて三分法による処理に基づいた解説となっている点も共通している。したがって、三分法を基本的な処理方法と考えていると言える。IAS2では、勘定記入方法について特段の規定があるわけではないが、B. J. Epstein and E. K. Jermakowicz の解説書によると、売上原価対立法による処理が示されている (B. J. Epstein and E. K. Jermakowicz, 2007, p.181)。売上原価対立法が基本的処理とされるならば、日本における多くの教科書において修正が必要となってくるものと思われる。

3. 棚卸資産原価

[泉谷勝美『現代簿記論』, 2002年, p.118, p.125~126]

仕入「勘定の借方には商品の購入額と仕入諸掛を、貸方には仕入返品・値引・割戻を記入する。商品購入に付随する付帯経費は仕入勘定に借方加算するが、返送運賃は別途、支払運賃勘定に借方記入して、売上原価としない (p.118)。」との記載がある。なお、返品・値引・割引・割戻に関しては別途詳しい説明がある。

[大藪俊哉『簿記テキスト第4版』, 2007年, p.92~93]

勘定記入方法及び商品有高帳の説明箇所においては特に取り上げられていない。ただし、商品売買取引に関する特殊問題の項目で詳しく説明される。仕入諸掛の内容だけでなく、仕入諸掛が原価に算入される理由も次のように説明される。「仕入諸掛を原価に算入しないで、当期の費用として処理すると、当期に仕入れた商品が当期中に完売されない限り、期末棚卸高に算入されるべき仕入諸掛が費用として処理されてしまい、期間損益計算の観点からは不合理な結果を招く。したがって、仕入諸掛は原価に算入しなければならない (p.92)。」 また、返品取引、値引・割戻も同項目において説明される。

[関西学院大学会計学研究室『基本簿記論第3版』, 2006年, p.97~99]

棚卸資産の原価について独立の項目は設けられていない。注意すべきその他の処理の項目で仕入諸掛について説明がなされている。「商品の仕入に付随して、買主の負担により、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などの諸経費を支払うことがある。これらの付随費用を仕入諸掛といい、商品の仕入原価に含める (p.97)。」仕入諸掛の説明として連続意見書の記述に準拠しているといえる。また、これらの付随費用の内容はIAS2の規定と類似しているため、コンバージェンスへの対応も容易であるといえよう。仕入値引、仕入戻しの説明もある。

[武田隆二『簿記一般教程第6版』2004年, p.71~94]

特に項目を設けた解説はない。分記法および総記法の解説の後に設けられた問題において、返品・値引・割戻し、現金割引、付随費用が取り上げられている。

[中村忠『現代簿記第4版』, 2007年, p.54~55]

3分法の説明に際して仕入勘定の記入方法の一環として以下のように説明される。「商品を仕入れるときに引取運賃・保険料などの費用がかかる。これを仕入諸掛りまたは仕入副費という (p.54)。」また、戻しと値引についての解説もある。

[森川八洲男『精説簿記論I改訂版』, 2001年, p.190~206]

各勘定記入方法の説明に際して、仕入原価という用語で解説される。仕入原価に付随費用が含まれる点については、仕入諸掛り・販売諸掛りの処理の項目で説明される。仕入諸掛りは外部仕入諸掛りと内部仕入諸掛りに分類され、詳細な説明が展開される。また、仕入諸掛りを仕入原価に含める場合の問題点も指摘され仕入諸掛り勘定を別個に設ける処理についても解説される。

[安平昭二『簿記要論四訂版』, 1997年, p.108~109]

原価に関する詳しい説明はないが、第8章の3仕入諸掛の処理の項目において仕入原価の構成要素には購入代価と仕入諸掛があると解説される。仕入諸掛を原価に算入する場合の問題点を次のように指摘している。「それが仕入の日からかなりの期間経過した後でなければわからない場合 (このような場合が通常である) には、仕入諸掛を仕入原価に入れることは、仕入原価を後から訂正することを意味し、仕入帳や商品在高帳では、この種の訂正記入は著しく困難ないし不可能でもある (p.108)。」これに関して仕入諸掛勘定を別個に設ける処理方法についても説明がある。

引取運賃に代表される仕入諸掛が棚卸資産原価に含まれる点、仕入戻し、仕入値引が控除される点については取り上げたすべての教科書において説明がある。また、日本ではIAS2と同様、仕入割引は棚卸資産原価の算定に含まれないので、棚卸資産原価に関しては

おおむね IAS2と一致していると言えよう。

4. コスト・フォーミュラ

[泉谷勝美『現代簿記論』, 2002年, p.121~125]

商品有高帳の説明の一環として個別法, 先入先出法, 後入先出法, 移動平均法, 総平均法が取り上げられている。

[大藪俊哉『簿記テキスト第4版』, 2007年, p.85~88]

商品有高帳の項目において解説されている。個別法, 先入先出法, 後入先出法, 移動平均法, 総平均法の解説がある。

[関西学院大学会計学研究室『基本簿記論第3版』, 2006年, p.107~113頁]

商品有高帳の項目において説明される。個別法, 先入先出法, 移動平均法, 総平均法, 後入先出法について例題とともに解説される。このほか, 単純平均法, 最終仕入原価法, 売価還元法などの簡単な説明がある。

[武田隆二『簿記一般教程第6版』2004年, p.159~167]

たな卸手続の説明の中で, 期末たな卸品の評価方法として取り上げられている。この点は今回取り上げた他の教科書に無い特筆すべき点であると言える。また, 商品有高帳の説明においても再度取り上げられる。

[中村忠『現代簿記第4版』, 2007年, p.59~63]

商品有高帳の項目で説明される。先入先出法, 後入先出法, 移動平均法, 総平均法が取り上げられる。

[森川八洲男『精説簿記論I改訂版』, 2001年, p.212~217]

商品有高帳の項目として説明される。先入先出法, 後入先出法, 移動平均法が例示とともに説明されている。後入先出法については「この方法は, 特に物価高騰の時期に, 損益計算上, 収益と費用の同一価格水準による対応を通して, 架空利益を除去し, 実質資本の維持を可能ならしめるという利点を有する (p.213)。」とあるように長所が強調されている。

[安平昭二『簿記要論四訂版』, 1997年, p.103~107]

商品有高帳の項目で説明される。個別法, 先入先出法, 後入先出法, 移動平均法及び総平均法が取り上げられる。

簿記の教科書であるためか, ほとんど商品有高帳の記帳方法として説明されている。武田の教科書以外は, 売上原価および期末の棚卸資産金額を決定するための仮定である点は強調されていない。簿記では計算技術や記帳方法の習得が主目的とされるためであろうか。また, 日本では現在のところ後入先出法が認められているため, これに関する記述は取り上げたすべての教科書に見られた。IAS2は後入先出法を認めていないので, この点留意する必要がある。2008年3月31日に公表された企業会計基準公開草案第25号「棚卸資産の評価に関する会計基準(案)」では, 後入先出法を認めていない。

5. 期末評価

[泉谷勝美『現代簿記論』, 2002年, p.126~129]

在庫品の評価(1)商品の評価という表題のもと, 原価法, 時価法, 低価法が説明され, さ

らに商法の評価原則に関しても解説がある。原価法，時価法，低価法について理論的な説明が中心となっている。

[大藪俊哉『簿記テキスト第4版』，2007年，p.88～90頁]

棚卸減耗損と商品評価損の項目において次のように説明される。「決算時に保有する商品は，取得原価と正味売却価額（売価から見積販売直接経費を控除した額）のいずれか低い価額で貸借対照表に計上しなければならない。これを低価法といい，市場の需給の変化，品質低下，陳腐化等の原因によって，正味売却価額が原価より下落した場合，期末棚卸高を正味売却価額まで切り下げる処理を行う（p.89）。」

[関西学院大学会計学研究室『基本簿記論第3版』，2006年]

棚卸資産の低価法について独立の章，項目による説明はない。

[武田隆二『簿記一般教程第6版』2004年，p.167～175]

商品の期末評価に関する章において，商品の評価替という項で取り上げられている。原価配分の一環として，たな卸減耗損，品質低下評価損，低価法などが説明されている。

[中村忠『現代簿記第4版』，2007年，p.99～102頁]

商品売買取引に関する章では取り上げられず，決算に関する章において，棚卸減耗費と商品評価損という項の中で説明されている。

[森川八洲男『精説簿記論I改訂版』，2001年，p.217～221]

期末棚卸高の項で棚卸減耗損に引き続き評価損の処理として説明されている。品質低下等による評価損と低価法評価損に分けられている。

[安平昭二『簿記要論四訂版』，1997年，p.109～112]

棚卸減耗損と商品評価損の項目で取り上げられる。原価法および低価法がそれぞれ説明される。

今回取り上げた教科書には，2006年の「棚卸資産の評価に関する会計基準」以前に刊行されたものも含まれている。そのため，単純に比較し，共通性を抽出することは適切でない。しかし2006年以前の教科書においては，簿記の教科書であるからか時価の内容に関する言及は少ない。2007年に刊行された大藪の教科書では，2006年の会計基準の規定が反映され，時価の内容が説明されている。ただし，大藪の教科書では2006年基準で用いられていない低価法という用語をもって期末評価方法を説明している。

(2) 米国における教育内容

今回取り上げた米国における会計学のテキストは，インターネットの検索により数多くヒットしたものである。したがって米国においては比較的広く使われている教科書と言えるであろう。また，今回取り上げた教科書はすべて2002年のノーワーク合意以降出版されたものである。したがって，著者が必要と考えるならば国際会計基準とのコンバージョンを考慮することは出来ているはずである。検証ポイントは日本における教育内容と同様である。

1. 棚卸資産に関する説明の構成

[C. S. Warren, J. M. Reeve and P. E. Fess, *Accounting* 21st. ed., 2005]

構成 第6章 商業の会計

- 1 商業の特徴 2 商業の財務諸表 3 販売取引 4 購入取引
- 5 運送費・売上税および割戻等 6 商業取引の会計の例示
- 7 一商企業の勘定体系 8 一商企業の会計サイクル
- 9 財務諸表分析と解釈

第9章 棚卸資産

- 1 棚卸資産の内部統制 2 棚卸資産に関する誤謬の財務諸表への影響
- 3 棚卸資産原価フローの仮定 4 継続的棚卸システムのもとでの棚卸資産原価算定方法 5 定期的棚卸システムのもとでの棚卸資産原価算定方法
- 6 棚卸資産原価算定方法の比較 7 原価以外の棚卸資産評価
- 8 商業における棚卸資産の貸借対照表への表示 9 棚卸資産原価の推定

[R. N. Anthony, *Accounting: Text and Cases International Edition*, 2007]

構成 第6章 売上原価と棚卸資産

- 1 会社の種類 2 商企業 3 製造企業 4 サービス企業
- 5 棚卸資産原価算定方法 6 低価法 7 棚卸資産の分析

[C. T. Horngren, W. T. Harrison, Jr., *Accounting* 7th ed., 2007]

構成 第5章 商業活動

- 1 商業取引とは何か 2 継続的システムにおける棚卸資産の会計
- 3 一商企業における勘定の決算整理と締切 4 一商企業の財務諸表の作成
- 5 意思決定のための2つの比率

第6章 棚卸資産

- 1 棚卸原価算定方法 2 継続的システムにおける棚卸資産原価算定
- 3 会計原則と棚卸資産 4 その他棚卸資産の問題

[J. J. Weygandt, D. E. Kieso and P. D. Kimmel, *Accounting Principles* 8th ed., 2007]

構成 第5章 商業活動の会計

- 1 商業活動 2 商品購入取引の記録 3 商品販売取引の記録
- 4 会計サイクルの一巡 5 財務諸表の様式
- 6 定期的システムにおける売上原価の計算

第6章 棚卸資産

- 1 棚卸資産の分類 2 棚卸資産数量の決定 3 棚卸資産原価の算定
- 4 棚卸資産の誤謬 5 財務諸表上の表示と分析

[J. J. Wild, K. D. Larson, B. Chiappetta, *Fundamental Accounting Principles* 18th ed., 2007]

構成 第5章 商業活動の会計

- 1 商業活動 2 商品購入の会計 3 商品販売の会計
- 4 会計サイクルの一巡 5 財務諸表の様式 6 意思決定分析

第6章 棚卸資産と売上原価

- 1 棚卸資産の基本項目 2 継続的システムのもとでの棚卸資産原価算定,
- 3 棚卸資産の低価法評価と棚卸資産誤謬の影響 4 意思決定分析

R. N. Anthony の教科書以外は、商品の売買取引の会計を説明している商業活動の会計と棚卸資産の原価計算方法を説明している棚卸資産の章に分けた説明となっている。棚卸資産原価については商業活動の会計の章における購入活動に関する会計処理の項で取り扱われている。日本では商品売買取引の会計という一つの章で取り扱われることが多いが、米国では、このように2つの章に分けた説明がなされている。

なお表題によく見られる継続的システムないし継続的棚卸システムとは、日本で言う継続的記録法をさしている。これに対して定期的システムないし定期的棚卸システムとは、棚卸法を意味している。

2. 勘定記入方法

[C. S. Warren, J. M. Reeve and P. E. Fess, *Accounting* 21st. ed., 2005, p.238, 242]

6章の販売取引の項において売上原価対立法が説明されている。この際、「継続的棚卸システムのもとでは、売上原価と棚卸資産 (merchandise inventory) の減少はともに記録されなければならない (p.238)。」と述べている。また、購入取引の項においても商品購入時に借方に棚卸資産 (merchandise inventory) 勘定が用いられている。

[R. N. Anthony, *Accounting: Text and Cases International Edition*, 2007, p.113 ~114, p.148~152]

売上原価対立法により説明されている。

[C. T. Horngren, W. T. Harrison, Jr, *Accounting* 7th ed., 2007, p.256~263]

売上原価対立法により説明されている。

[J. J. Weygandt, D. E. Kieso and P. D. Kimmel, *Accounting Principles* 8th. ed., 2007, p.195~202]

継続的棚卸システムのもとでは、売上原価対立法による処理方法が適用されると解説している。商品購入取引の記録の項においては、購入した棚卸資産が資産として記録されるべきであると次のように説明している。「クロウガーの食料品店ではバーコードや光学スキャナーを用いて、売買しているすべてのシリアル番号の箱やゼリーのビンを毎日記録している。継続的棚卸システムのもとで会社は、いつでも販売が生じる度に、売上原価を算定している (p.196)。」

[J. J. Wild, K. D. Larson, B. Chiappetta, *Fundamental Accounting Principles* 18th ed., 2007, p.180~187]

売上原価対立法により説明されている。

米国の教科書においては、継続的棚卸システムの前提のもと、売上原価対立法による勘定記入方法のみが説明されている。日本において基本的な処理として説明される三分法については、今回取り上げた教科書で体系的に説明しているものはなかった。また勘定記入方法の歴史的変遷や複数の代替的勘定記入方法について記述している教科書もなかった。B. J. Epstein and E. K. Jermakowicz が例示であげているように (B. J. Epstein and E. K. Jermakowicz, 2007, p.181), IAS2も売上原価対立法による処理を前提にしているとすれば、米国の教科書は国際会計基準と一致していると言える。

3. 棚卸資産原価

[C. S. Warren, J. M. Reeve and P. E. Fess, *Accounting* 21st. ed., 2005, p.243~248]

第6章の購入取引の項では仕入戻しと仕入値引について、運送費・売上税および割戻等の項で購入時における運送費の原価算入について説明されている。

[R. N. Anthony, *Accounting: Text and Cases International Edition*, 2007, p.151~152]

送状価額から仕入戻しを差し引いて算定される例示がある。運送費については、「継続的棚卸システムにおいて多くの場合、運送費は継続的棚卸カードに記入されない。代わりに、運送費は独立の勘定に集計される (p.152)。」と、我が国における仕入諸掛勘定による処理と同様の処理を取り上げて例示により解説している。

[C. T. Horngren, W. T. Harrison, Jr, *Accounting* 7th ed., 2007, p.257~260]

送状価額から、仕入割引、仕入戻し、仕入値引を差し引いて、運送費を加えることによって算定される旨解説されている。

[J. J. Weygant, D. E. Kieso and P. D. Kimmel, *Accounting Principles* 8th. ed., 2007, p.197~201]

原価には購入商品の送状価額に加えて、引取運賃が含まれるという説明がなされる。なお、仕入戻し、仕入値引だけでなく、仕入割引も資産原価から控除されると解説している。

[J. J. Wild, K. D. Larson, B. Chiappetta, *Fundamental Accounting Principles* 18th ed., 2007, p.180~184]

送状価額から、割戻、割引、戻しおよび値引額を控除し、運送費を加えた金額をもって原価とするという説明となっている。

米国においては、仕入割引を棚卸資産原価の計算に含めている。この点はIAS2と異なっており、今後調整が必要となるかもしれない。ただこの他の点については、特に会計上の論点となっているところでもなく、IAS2の規定とも一致しており、また、教育内容も、米国においては送状を例示で示すことが多いという特徴はあるが、ほぼ日本と同様であると言える。

4. コスト・フォーミュラ

[C. S. Warren, J. M. Reeve and P. E. Fess, *Accounting* 21st. ed., 2005, p.358~363]

9章の棚卸資産 (inventories) において説明される。章立てからも明らかなように、商品有高帳の記入方法として取り上げられるのではなく、損益計算書に記載される売上原価、貸借対照表に記載される棚卸資産原価の算定のための仮定として説明されている。先入先出法、後入先出法および平均法が取り上げられている。

[R. N. Anthony, *Accounting: Text and Cases International Edition*, 2007, p.159~165]

棚卸資産原価算定方法の項で個別法、平均法 (総平均法)、先入先出法、後入先出法が取り上げられている。

[C. T. Horngren, W. T. Harrison, Jr, *Accounting* 7th ed., 2007, p.315~320]

棚卸資産原価算定方法の項で個別法、先入先出法、後入先出法、平均法 (移動平均法)

が取り上げられている。

[J. J. Weygandt, D. E. Kieso and P. D. Kimmel, *Accounting Principles* 8th. ed., 2007, p.248~253]

棚卸資産単価決定方法、売上原価算定方法として説明される。個別法、先入先出法、後入先出法、平均法が取り上げられている。

[J. J. Wild, K. D. Larson, B. Chiappetta, *Fundamental Accounting Principles* 18th ed., 2007, p.224~233]

財務諸表作成のために必要な手続きとして説明される。「棚卸資産の会計の主要な目的は、売上高に原価を適切に対応させることにある。我々是对応原則を用いて、販売可能な商品の原価からどれだけを売上高から控除し、どれだけを棚卸資産として繰り延べ、将来の売上高に対応させるかを決定する (p.223)。」個別法、先入先出法、後入先出法、移動平均法が取り上げられている。

米国においても、後入先出法が認められているため、取り上げたすべての教科書において説明されていた。ただし、B. J. Epstein, R. Nach and S. M. Braggによると、「後入先出法の会計は、実際には所得税の概念である。したがって、後入先出法の適用に関する規則は、米国 GAAP には示されていない (B. J. Epstein, R. Nach and S. M. Bragg, 2007, p.310)。」という。また、J. J. Wild, K. D. Larson, B. Chiappetta の記述に見られるようにコスト・フォーミュラを対応原則に基づく処理と位置付ける考え方が一般的であるなら、この点も、対応原則という用語を削除した IAS2 の背景となる考え方と一致しているとは言えない。

日本の簿記の教科書との相違点は、商品有高帳という帳簿への記入方法としてではなく、財務諸表作成のための重要なプロセスとして説明されている点にある。

5. 期末評価

[C. S. Warren, J. M. Reeve and P. E. Fess, *Accounting* 21st. ed., 2005, p.367~368]

再調達原価による任意の低価法と正味実現可能価額 (net realizable value) による強制の評価減について次のように解説されている。「陳腐化、品質低下 (spoiled or damaged) した商品、原価を下回る価格でしか販売できない商品は原価を切り下げなければならない。こうした商品は正味実現可能価額で評価しなければならない (p.368)。」

[R. N. Anthony, *Accounting: Text and Cases International Edition*, 2007, p.165~166]

ARB43の規定を引用しながら計算例を用いた説明がなされている。

[C. T. Horngren, W. T. Harrison, Jr, *Accounting* 7th ed., 2007, p.325]

その他棚卸資産の問題の項目で取り扱われている。再調達原価による低価法が must で説明されている。

[J. J. Weygandt, D. E. Kieso and P. D. Kimmel, *Accounting Principles* 8th. ed., 2007, p.256]

再調達原価による低価法の説明がある。ARB43の規定に沿った説明となっている。

[J. J. Wild, K. D. Larson, B. Chiappetta, *Fundamental Accounting Principles* 18th

ed., 2007, p.233~234]

「会計原則は、市場価値が原価を下回った場合、棚卸資産を再調達市場価値をもって報告することを要求している (p.233)。」として、低価法を説明している。

C. S. Warren, J. M. Reeve and P. E. Fess の解説を除き、ARB43の規定に準拠した説明がなされている。ARB43では、再調達原価による期末評価を要請している。教科書による解説はこれに準拠している。この点は正味実現可能価額での低価法評価を要請しているIAS2とは異なった内容となっている。日本では、正味売却価額での原価切り下げが要請されているので、最近の教科書ではこの点を考慮した記述となっていた。

4. 小 括

これまでの検討をまとめると次のようになる。

勘定記入方法

IAS2 売上原価対立法と考えられる

日本 三分法が主流

米国 売上原価対立法が主流

棚卸資産原価

IAS2 購入代価+運送費等-返品・値引・割戻

日本 購入代価+運送費等-返品・値引・割戻

米国 購入代価+運送費等-返品・値引・割戻・割引

コスト・フォーミュラ

IAS2 個別法, 先入先出法, 平均法等

日本 個別法, 先入先出法, 後入先出法, 平均法等

米国 個別法, 先入先出法, 後入先出法, 平均法等

期末評価

IAS2 正味実現可能価額による低価法

日本 正味売却価額への原価切り下げ

米国 再調達原価による低価法

コンバージェンスによりIAS/IFRSに準拠した形で簿記教科書を変えなければならぬとするならば、最も大きな変更になると考えられる箇所は勘定記入方法であろう。現在後入先出法が議論になっているが、もし後入先出法が認められなくなれば、該当箇所を削除するだけですむ。しかしながら、勘定記入方法を三分法から売上原価対立法に変えるとすると、多くの箇所での書き換えが必要となってくる。もちろんIAS2は特定の勘定記入方法を明示的に要請してはいない。しかしながら、取引の国際化、グローバル化が進む中で、日本独自の処理方法を主張し続けることは困難であろう。今回日本の教科書と比較したのは米国の教科書だけであるので、売上原価対立法が国際的に主流の勘定記入方法であるところではある。今後は、英国および欧州の国でどのような勘定記入方法が基礎的な方法とされているかといった点を明らかにしなければならないであろう。

また、簿記の教科書においては、会計処理そのものおよび各種帳簿への記入方法の解説

が中心となっており、その背景にある考え方については、必要最小限にとどめられている。場合によっては省略されていると言ってもいいこともある。この点は、簿記と会計学を区分しないで教育している米国と大きく異なる点である。コンバージェンスにより日本の会計基準が、グローバルスタンダードへの一致を要請され、改訂を余儀なくされるような場合、単純に処理方法が変わったとだけ教えるのでは正しい簿記会計の理解につながらない。簿記の教科書においても、会計処理の背景にある考え方について出来る限り盛り込んでおく必要があるのではないだろうか。

参考文献

日本文献

泉谷勝美 著

『現代簿記論』, 2002年, 森山書店

大藪俊哉 編著

『簿記テキスト第4版』, 2007年, 中央経済社
関西学院大学会計学研究室 著

『基本簿記論第3版』, 2006年, 中央経済社
武田隆二

『簿記一般教程第6版』, 2004年, 中央経済社
中村忠 著

『現代簿記第4版』, 2007年, 白桃書房
森川八洲男 著

『精説簿記論I改訂版』, 2001年, 白桃書房
安平昭二 著

『簿記要論四訂版』, 1997年, 同文館

米国文献

Anthony, R. N.,

Accounting: Text and Cases International Edition, 2007

Epstein, B. J., R. Nach and S. M. Bragg,

GAAP2008: Interpretation and Application, John Wiley & Sons, 2007

B. J. Epstein and E. K. Jermakowicz

IFRS2007: Interpretation and Application, John Wiley & Sons, 2007

Horngren, C. T., W. T. Harrison, Jr.

Accounting 7th ed., 2007

Warren, C. S., J. M. Reeve and P. E. Fess

Accounting 21st ed., 2005

Weygandt, J. J., D. E. Kieso and P. D. Kimmel

Accounting Principles 8th ed., 2007

Wild, J. J., K. D. Larson, B. Chiappetta

〔抄 録〕

IAS/IFRS への会計コンバージェンスに対する対応という見地から、日本の大学における簿記教育の内容、特に教科書の内容を検討した。特に、初年度教育内容でも最も重要な項目の一つである商品売買取引のうち、収益の認識に関わらない部分、つまり、棚卸資産の取得および原価の算定に関する内容に限定することにした。また、日本の特徴点を明らかにするために、IAS/IFRS と同様の会計制度を有する米国の会計テキストを取り上げた。検討ポイントは、勘定記入方法、棚卸資産原価、コスト・フォーミュラ、期末評価といった点である。勘定記入方法について、IAS/IFRS をはじめとする会計基準は特定の方法を明示的に要請してはいない。しかしながら、IAS/IFRS の解説書および米国の教科書においては、売上原価対立法により解説されていた。日本では三分法である。この点はコンバージェンスにあたり十分考慮しなければならないと結論した。棚卸資産原価に関しては、特に大きな問題は見当たらなかった。コスト・フォーミュラの点では、現行基準で後入先出法を容認している点が問題である点を指摘した。期末評価に関して、日本基準および教科書の内容についてコンバージェンスの観点から大きな問題はないことがわかった。